

(4) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(5) 重要な会計方針の変更

(表示方法の変更)

(貸借対照表及び損益計算書)

電気事業会計規則の改正により、当期から風力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマス発電、廃棄物発電に係る設備及び費用を、「新エネルギー等発電設備」、「新エネルギー等発電費」として区分することとなった。

これにより、前期まで「水力発電設備」及び「汽力発電設備」に含めて表示していた風力発電、地熱発電に係る設備を、当期から「新エネルギー等発電設備」として、また、「水力発電費」及び「汽力発電費」に含めて表示していた風力発電、地熱発電に係る費用を、「新エネルギー等発電費」として表示している。

なお、前期の「水力発電設備」及び「汽力発電設備」に含まれる「新エネルギー等発電設備」の金額は、15,335百万円、「水力発電費」及び「汽力発電費」に含まれる「新エネルギー等発電費」の金額は、9,759百万円である。